事例番号:290398

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 経産婦
- 2) 今回の妊娠経過 特記事項なし
- 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

20:00 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

2:00 経腟分娩

- 5) 新生児期の経過
- (1) 在胎週数:39 週 3 日
- (2) 出生時体重:3200g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず
- (4) アプガースコア:生後1分8点、生後5分3点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管、アドレナリン注射液投与、胸骨圧 迫
- (6) 診断等:

生後 10 分 心拍数 40 回/分、経皮的動脈血酸素飽和度 70%台

生後1時間50分末梢循環は著明に不良

時刻不明 静脈血ガス分析:pH 6.61

生後4時間10分胸腹部レントゲン撮影で腸管を疑うガス像を左胸腔内に認め

る。

先天性横隔膜ヘルニア、左肺低形成、PPHN(新生児遷延性肺高血圧症)、severe PH(肺高血圧)、新生児仮死(重症低酸素性虚血性脳症)の診断

生後 10 日 横隔膜ヘルニア修復術施行

(7) 頭部画像所見:

生後 31 日 頭部 MRI で、視床に信号異常、脳室周囲白質軟化症の所見を認める。

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医2名

看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、先天性横隔膜ヘルニアにより、生後に発症した呼吸循環障害による重症低酸素・酸血症である可能性が高い。また、出生前のどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである可能性も否定できない。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは難しいが、横隔膜 ^ルニア(横隔膜の欠損孔を通した胸腔内への腹腔内臓器の嵌入)が関与した可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

分娩中の管理(分娩監視装置装着、バイタルサイイン測定、内診)は一般的である。

3) 新生児経過

(1) 出生直後に啼泣があり、皮膚色良、自発呼吸がある状況で、「カンガルーケア」を行

ったことは一般的である。

- (2) 生後 5 分にアプガースコア 3 点となってからの新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は概ね一般的であるが、生後 10 分に心拍数 40 回/分であったが、生後 20 分に胸骨圧迫を開始したことは一般的ではない。
- (3) 生後20分に新生児搬送を依頼したことは一般的である。
- (4) 高次医療機関 NICU 搬送までの新生児への対応は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
- (1) 新生児蘇生については、「日本版救急蘇生ガイドライン 2015 に基づく新生児蘇生法テキスト」を再度確認することが望まれる。
- (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。
 - 【解説】胎盤病理組織学検査は、重症の新生児仮死が認められた場合に は、その原因の解明に寄与する可能性がある。
- (3) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠 33 週から 37 週に実施することが望まれる。
 - 【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、妊娠 33 週から 37 週 での実施を推奨している。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。
 - 【解説】臍帯動脈血がス分析を行うことによって、出生直前の胎児低酸素症の状態を推定することが可能である。また、新生児蘇生の対応のためすぐに測定できない場合も、出生直後に臍帯血採取を行っていれば、後で分析が可能である。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して

地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、腟分泌物培養検査

(GBS スクリーニング)を妊娠 33 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。